

[contents]

2 年金積立金管理運用独立行政法人 8.64%の収益率

年金積立金管理運用独立行政法人が平成26年7月4日に公表した平成25年度業務概況によれば、平成25年3月現在の収益率は8.64%であった。

2～3 年金・恩給だけが収入源 高齢者の6割近く

厚生労働省が平成26年7月15日に公表した「平成25年国民生活基礎調査」により、公的年金・恩給の総所得に占める割合が100%の高齢者世帯は57.8%であるとわかった。

4 年企業年金部会の検討課題を審議 第7回企業年金部会

厚生労働省は平成26年7月25日、第7回社会保障審議会企業年金部会を開催し、検討課題の設定について論議した。

5～6 ねんきん最前線・市区町村 VOICE 東京都文京区

チェックシートを区独自で作成するなど、細かな工夫を業務に活かす東京都文京区福祉部 国保年金課・国民年金係を取材した。

Topics

「厚生年金特例法」の施行状況 国会に報告

厚生労働省は平成26年7月25日、「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律」の第15条の規定に基づき、法律の施行状況について国会報告を行った。

この法律は「厚生年金特例法」と呼ばれ、議員立法により平成19年12月に成立した。事業主が従業員から厚生年金保険料を天引きしたにもかかわらず、保険料を納付しなかった等のために年金記録がない事案について、年金給付を行うことを可能とする措置を講じたものである。

具体的には、年金記録確認第三者委員会のあっせん等により、年金記録が訂正され、年金給付が行われることになる。同時に事業主に対しては保険料の納付を勧奨し追納を求めるとしている。

「厚生年金特例法」では、記録訂正のあっせんが行われた事案と年金事務所において記録訂正が可能と判断した事案についての施行状況を国会に報告することが求められており、平成20年7月以降、毎年1月と7月に報告が行われている。

平成 26 年 7 月の報告の概要

1. 年金記録第三者委員会における調査審議結果の概要

(平成19年6月22日～26年3月31日累計)

厚生年金保険関係のあっせん等件数	97,097 件*
厚生年金保険関係のあっせん件数 (厚生年金特例法に関するあっせんでないもの)	15,057 件
厚生年金特例法に基づくあっせん等件数	84,076 件*
事業主が保険料納付義務を履行しなかったと認められる事案	73,380 件
事業主が保険料納付義務を履行したかどうか不明と認められる事案	11,809 件

*合計件数には判断不可能なものも含まれるので、内訳の合計とは一致しない。

2. 厚生年金特例法に基づくあっせん等により厚生労働大臣が記録を訂正した件数

84,076 件

3. 特例納付保険料の納付の状況等

特例納付保険料の総額	88 億 8,805 万 2,326 円
年金事務所が納付を勧奨した件数	75,320 件
事業主等から納付の申出があった件数	66,365 件
納付が行われた件数	58,152 件 (総額 58 億 8,214 万 9,044 円)
納付の申出がない事業主等を公表した件数	6,110 件
公表後に納付を再勧奨した件数	4,392 件

4. 事業主が納付に応じない場合であって、一定期間を経過した後、国が負担した特例納付保険料の額に相当する額の総額等

特例納付保険料相当額を国が負担した件数	4,162 件
国が負担した特例納付保険料相当額の総額	21 億 5,858 万 212 円

年金積立金管理運用独立行政法人 8.64%の収益率

年金積立金管理運用独立行政法人は平成26年7月4日、平成25年度の業務概況を公表した。概況書によると、平成25年度の収益率(平成25年3月末日現在。以下同様)は平成24年度の9.45%より0.81ポイント低い8.64%となった。運用資産の種類別にみると、国内債券0.60%、国内株式18.09%、外国債券14.93%、外国株式32.00%、短期資産0.07%、財投債1.58%となっている。

収益額は平成24年度の11兆2,222億円より1兆15億円少ない10兆2,207億円となっている。

内訳は表1のとおり。

運用資産額は12兆5,771億円で資産構成割合は表2のように

なっており、国内債券が50%強となっている。

表1 運用資産の収益額 (単位: 億円)

資産の種類	収益額
国内債券	3,653
国内株式	31,855
外国債券	17,777
外国株式	47,387
短期資産	13
財投債	1,522
合計	102,207

表2 運用資産の構成割合 (単位: %)

資産の種類	構成割合
国内債券	55.43
市場運用	49.01
財投債	6.42
国内株式	16.47
外国債券	11.06
外国株式	15.59
短期資産	1.46
合計	100.00

年金積立金管理運用独立行政法人 の委員に水野氏を新規任命

厚生労働大臣は、年金積立金管理運用独立行政法人の運用委員会の委員として、平成26年7月18日付けで、新規に水野弘道(みずのひろみち)氏(コラーキャピタルパートナー)を任命した。委員の任期は2年となっている。

運用委員会は、平成18年4月に設立された年金積立金管理運用独立行政法人に設置された委員会で、年金積立金管理運用独立行政法人法のもと、運営されている。組織は、厚生労働大臣に任命された経済・金融の専門家等の学識経験者11名以内で構

成される。運営委員会の権限は次のようになっている。

- 中期計画及び業務方法書の審議
- 法人が行う年金積立金の管理運用業務の実施状況の監視

○その他、理事長の諮問に応じて重要事項について意見を述べることや、運用委員会が必要と認める事項について理事長に建議することができる。

運用委員会の委員名簿 (平成26年7月18日現在)

大野弘道 (味の素(株)取締役常務執行役員)
 佐藤節也 (東洋大学文学部英語コミュニケーション学科教授)
 清水順子 (学習院大学経済学部教授)
 菅家 功 ((公財) 連合総合生活開発研究所専務理事)
 武田洋子 ((株)三菱総合研究所政策・経済研究センター主席研究員・チーフエコノミスト)
 堀江貞之 ((株)野村総合研究所上席研究員)
 水野弘道 (コラーキャピタルパートナー)
 米澤康博 (早稲田大学大学院ファイナンス研究科教授)

(五十音順・敬称略)

年金・恩給だけが収入源 高齢者の6割近く

厚生労働省は平成26年7月15日に「平成25年国民生活基礎調査」を公表した。そのなかで「所得の種類別の状況」をみると、

全世帯では「稼働所得」が73.8%、「公的年金・恩給」が19.1%であるが、高齢者世帯では「公的年金・恩給」が68.5%、「稼働所得」が18.0%となっている(表)。公的年金・恩給を受給している高齢者世帯のなかで

「公的年金・恩給の総所得に占め割合が100%の世帯」は57.8%となっている(図1)。「生活意識の状況」をみると、全世帯では「苦しい」(大変苦しい・やや苦しい)との回答が59.9%であるのに対して、高齢世帯では

54.3%となっている。一方で、「普通」は全世帯で35.6%、高齢者世帯で41.0%、「ゆとりがある」(大変ゆとりがある・ややゆとりがある)は全世帯で4.4%、高齢者世帯で4.6%となっている(図2)。

表 所得の種類別にみた1世帯当たり平均所得金額及び構成割合

世帯の種類	総所得	稼働所得	公的年金・恩給	財産所得	年金以外の社会保障給付金	仕送り・企業年金・個人年金・その他の所得
1世帯当たりの平均所得金額 (万円)						
全世帯	537.2	396.7	102.7	16.4	8.6	12.8
高齢者世帯	309.1	55.7	211.9	22.2	2.5	16.8
児童のいる世帯	673.2	603.0	29.1	11.5	23.2	6.3
母子世帯	243.4	179.0	7.6	1.7	49.3	5.8
1世帯当たり平均所得金額の構成割合 (%)						
全世帯	100.0	73.8	19.1	3.1	1.6	2.4
高齢者世帯	100.0	18.0	68.5	7.2	0.8	5.4
児童のいる世帯	100.0	89.6	4.3	1.7	3.4	0.9
母子世帯	100.0	73.5	3.1	0.7	20.2	2.4

図1 公的年金・恩給を受給している高齢者世帯における公的年金・恩給の総所得に占める割合別世帯数の構成割合 (%)

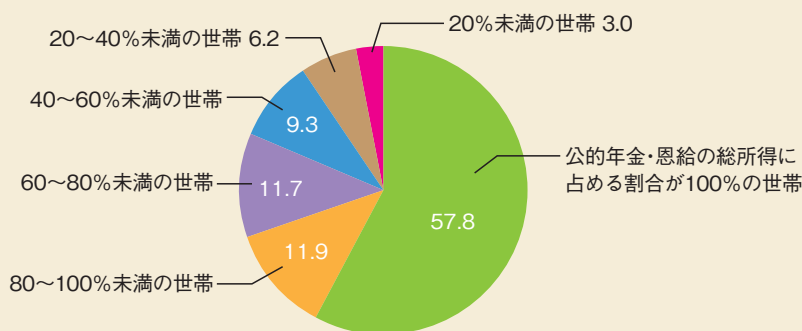
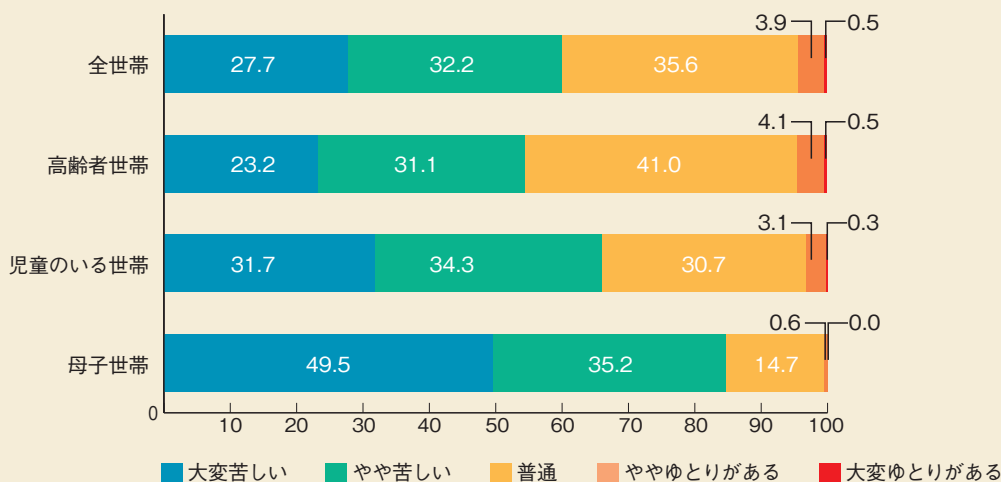


図2 生活意識別にみた世帯数の構成割合 (%)



企業年金部会の検討課題を審議 第7回企業年金部会

厚生労働省は平成26年7月25日、第7回社会保障審議会企業年金部会を開催し、企業年金部会における検討課題の設定について論議した。

これまで、第4回企業年金部会(平成26年6月4日)において示された検討課題のイメージを参考に、第5回部会(6月30日)及び第6回部会(7月4日)において関係団体のヒアリングを実施してきた*。今回はこの結果を分類し、「ヒアリングにおける主な意見等」としてまとめた。

ヒアリングにおける主な意見等の項目

- (1) 企業年金等の普及・拡大
 - ①一般企業向けの取組
 - ②中小企業向けの取組
- (2) ニーズの多様化への対応
 - ①柔軟で弾力的な制度設計
 - ②ライフコースの多様化への対応
- (3) ガバナンスの確保
- (4) その他
 - ①現行制度の改善
 - ②公的年金制度や税制等との関係

例えば、上記(1)①については「現行制度を前提とした小幅な改善をめざすのではなく、時代の変化に即して抜本的な検討も必要」「企業における組織再編成等や、雇用形態の多様化に対応するため、労使合意を前提とした円滑な制度間移行を可能にすることが必要」「すべての労働者が加入でき、確実な給付を受けられる企業年金制度を確立することが重要」といった意

見が出され、課題案として「各企業の実情に応じた多様な制度設計を可能とするための確定給付企業年金(DB)・確定拠出年金制(DC)間のイコールフィッティングの確保」「企業の組織再編等に対応するための制度間移行に係る手続きのあり方やポータビリティの向上等」が挙げられた。

※ヒアリングを行った関係団体

- 第5回部会…日本経済団体連合会(経団連)、日本商工会議所(日商)、日本労働組合総連合会(連合)、企業年金連合会、企業年金連絡協議会
第6回部会…信託協会、全国銀行協会、日本証券業協会、生命保険協会

被保険者の電子署名 委任状添付で省略可能に

平成26年7月8日から、被保険者が事業主を経由して提出する届書等を電子申請により届出する場合の被保険者の電子署名の取扱いが変更となった。

被保険者が事業主を経由して電子申請により届出するすべての手続きについて、事業主や社会保険労務士が電子申請を行う場合、被保険者本人が作成した委任状を届書等と併せて電子データとして送信することで、被保険者の電子署名が省略できるようになった。

委任状は、基本的に事業主を代理人とするが、社会保険労務士が事業主の提出代行者である場合は、代理人のほか、復代理人として社会保険労務士を選定する必要がある。

国民年金保険料納め忘れ 納付書を送付

日本年金機構では、平成24年7月から平成26年3月の間に国民年金保険料の納め忘れがあると思われる人を対象に、平成26年7月9日～12日に国民年金保

険料納付書を送付した。今回の送付以前に時効により納めることができなかった分については、後納制度(過去10年分の訴求が可能)の利用が可能。

年金事務所モニター会議 モニター募集開始

年金事務所では、利用者の意見・提案を聴取するための「年金事務所お客様サービスモニター会議」(平成26年度)を開催するにあたり、平成26年8月1日よりモニターを募集している。会議は公開で行われ、モニターが出席のうえ、職員の接遇、施設関連、地域における公的年金制度の周知啓発活動などの年金事務所のサービスに期待することについて発言を行う。

応募資格は20歳以上で、原則開催年金事務所管轄内に居住・勤務しており、年金事務所のサービスに関心を持っている人などとなっている(国家公務員、地方公務員、日本年金機構の職員・家族、旧社会保険庁及び日本年金機構の常勤勤務経験者を除く)。

モニター会議を行う年金事務所は以下のとおり。

開催年金事務所

〈北海道〉	新さっぽろ年金事務所
〈山形〉	山形年金事務所
〈福島〉	郡山年金事務所
〈群馬〉	桐生年金事務所
〈新潟〉	新潟西年金事務所
〈千葉〉	幕張年金事務所
〈東京〉	池袋年金事務所 江東年金事務所
〈富山〉	富山年金事務所
〈静岡〉	島田年金事務所
〈滋賀〉	彦根年金事務所
〈和歌山〉	田辺年金事務所
〈福井〉	武生年金事務所
〈広島〉	呉年金事務所
〈山口〉	岩国年金事務所
〈徳島〉	徳島南年金事務所
〈鹿児島〉	鹿児島北年金事務所
〈沖縄〉	那覇年金事務所

ねんきん最前線
市区町村 VOICE

東京都文京区
福祉部 国保年金課 国民年金係



免除の受付を確実にできるよう 独自のチェックリストを作成

文京区は、小石川後樂園や六義園など江戸の史跡が多く、その一方で東京ドームシティといった遊園施設があり交通の便も良いという、古いものと新しいものが融合しているまちだ。産業では印刷・製本業や医療関連産業が盛ん。また、19もの大学・キャンパスを有し、知的財産を活用したベンチャー企業も多い。国民年金係では今年度制度改正があった保険料の免除等について、申請受け付けの際に漏れやミスがないよう、区独自でチェックリストを作成するなど、お客様と職員の双方に役立つ工夫を細部まで行っている。

職員全員が窓口業務も 電話対応もこなす

文京区役所は東京ドームシティに隣接する、27階建ての文京シビックセンターのなかにある。国民年金係はその11階。ふと窓の外を見ると、ジェットコースターのレールが目の前を横切っているではないか。「コースターが通るときには、ゴーッと振動が伝わって、キャ〜！と歓声が聞こえてきますよ(笑)」と国保年金課・高齢者医療担当課の奥山郁男課長。東京ドームの屋根もすぐそこに見える。

文京区の人口は20万6,218人(平成26年7月1日現在)。うち国民年金の被保険者は1号、3号、任意加入を合わせて4万8,179人(平成26年3月31日現在)。国民年金保険料の納付率(平成25年度の現年度分)は67.0%と都市部の自治体としては高く、東京23区内で2位だ。

国民年金係の職員は11名。うち9名は常勤、2名は定年後に再任用された職員だが、11名全員が窓口業務から電話対応まで同じ職務に当たっている。

管轄年金事務所は文京年金事務所。文京区のみを管轄。「なので、お互いに1対1の付き合いですね。関係も良好です」と小杉麻子国民年金係長は話す。ときには、年金事務所で対応す

ることも「区役所で全部対応できると聞いたから」と区の窓口を訪れるお客様もいる。そういう場合は、どこでそのような説明があったのかを年金事務所や区役所内で確認するが、結局お客様の拡大解釈だったということも。「日ごろからわかりやすい説明を心がけていますが、人によって受け取り方は違うので難しいですね」と国民年金係3年目の中島雅世さんは語る。

大学が多い「文の京」 免除のうち学特の数が最多

文京区は、東大、お茶の水女子大など19もの大学・キャンパスがある文の京でもある。そのため、保険料免除者9,264人のうち、学生納付特例(学特)を受けている人が4,928人と最多(今年3月末現在)。窓口で相談に来る人のなかにも学生や、さらには大学院生も多い。

「大学院に行ってもそのまま学特が受けられると思っていたら納付書が届いたので、引き続き学特を申請したい、と来られる人が多いですね」と、再任用されて国民年金係5年目の豊田収さん。ときには、医療系の大学院生など、病院や研究所などで働きながら勉強してかなりの収入がある人が「学特を申請したい」と訪れることもある。そうした人には学特を受けられ

る可能性は低いことを説明したうえで、申請を受け付けている。

また、外国人の留学生や教員からの相談もある。「お互いに唯一わかる共通言語が英語で、しかもどちらも片言しかしゃべれないというときに苦しいですね(苦笑)」と小杉係長。

「逆に、非常に日本語が流暢で、てっきり日本人だと思ってずっと話を聞いていたら、実は外国人だったと最後にわかる場合もあります(笑)」(豊田さん)。外国人のなかには未加入・未納の人も少なくない。「来日した当初は強制加入ではなく、当時住んだ自治体から『すぐに帰国する予定なら保険料を納めなくていい』と言われたけれど、結局長く日本に住んで、老後も日本で暮らしたいので保険料を払いたい。でも今は払う余裕がない」と相談に来る人もいる。

そういう人に勧めるのは免除申請。折しも今年度から、免除が遡って2年1カ月前まで申請できるようになったので、免除に関する相談が増えている。

必要書類や確認事項、備考欄の 記入例も示してわかりやすく

免除が約2年遡って受けられるようになったのはよいことだ。だが、人によっては2年分だけでなく3年分、4年分も免

除を申請できる場合があるので、申請時に混乱や書類の不備が起きる恐れもある。それを防ぐため、文京区では独自のチェックリスト(資料左)を作成した。これが非常に便利で役立っている。

チェックリストでは、免除される月を被保険者だけでなく配偶者・世帯主の分も色塗りできるようにしてあるので、だれが何月から何月まで申請できるかが申請者にも職員にも一目瞭然でわかる。また、免除申請に必要な書類や確認すべき事項も同じチェックリスト上に記載されているので、書類の不備や確認のし忘れも防げるというわけだ。

チェックリストを考案したのは豊田さん。準備は今年の2月頃から進め、豊田さんがまず叩き台を作り、そこに修正を入れていき完成。今年4月以降も、実際の使い勝手を見て修正を重ねた。

また、文京区では以前から、「退職事由で免除申請をする人」「転入してきた人」「区民税が未申告の人」向けに、各申請年度毎に必要な書類がわかりやすくわかるように案内書(わかり

やすいように年度別に色が異なる＝資料下)を配付している。これも、書類の不備の防止に有効だ。

さらに、書類記入に当たって大抵の人が「何を書けばいいのか」と迷う備考欄については、記入例をあらかじめ作って窓口で見せている。たとえば、「〇年〇月〇日の失業後の期間に限り申請」「〇年〇月〇日の離婚後の期間に限り申請」や、「平成26年1月1日現在、海外〇〇に居住」といったものだ。「チェックリストと共に窓口受付の際、お客様も職員も有効利用しています」(中島さん)。

ちなみに文京区では、平成21年2月に「チーム文京スピリット」という職員行動指針を策定した。その指針のなかには「区民ニーズを受け止め、3つの0(おもいやり・おせっかい・おもてなし)の精神で行動する」という項目があり、「“期待どおり”から“期待以上”のサービスを区民に提供して、“区民満足”に勝る“区民感動”を実現する」とうたっている。

「つまり、東京オリンピック招致運動で『おもてなし』が合言葉になる前に、文京区では既

に『おもてなし』の精神を掲げていたわけです(笑)」と奥山課長。細部で工夫を試みる職員たちの姿勢は、チーム文京スピリットの現れなのかもしれない。

今後の抱負については、「年金事務所と役割分担して適切に対応し、今後もさまざまな工夫を図りながら業務に当たりたいです」と奥山課長。

小杉係長は「受給資格期間が10年に短縮されるなど、大きな制度改正がこの先も予定されているので、区報(月2回発行)などでも積極的に広報して、より一層迅速・適切な窓口対応ができるよう努めたいです」と話す。

豊田さんは、来年3月で再任用の期間が終了する。「残された期間をミスなく、お客様に安心感を持ってもらえるよう、前向きに取り組んでいきたいです」。

中島さんは、「年金は一人ひとり違い、同じパターンのものはないので、その方にとって一番必要とされている情報を提供できるよう、丁寧に対応していきたいです」と語る。

年金保険料の免除・納付猶予受付チェックリスト

基礎年金番号 _____ 氏名 _____

23年度	24年度	25年度	26年度
1	2	3	4
5	6	7	8
9	10	11	12
13	14	15	16
17	18	19	20
21	22	23	24
25	26	27	28
29	30	31	32

23年度中の課税証明書
23年1月1日現在の市区町村(文京区 文京区以外)
標準課税基準日: 24年6月30日
使用可能継続月: 21年12月31日付以降連続の継続月

24年度中の課税証明書
24年1月1日現在の市区町村(文京区 文京区以外)
標準課税基準日: 25年6月30日
使用可能継続月: 22年12月31日付以降連続の継続月

25年度中の課税証明書
25年1月1日現在の市区町村(文京区 文京区以外)
標準課税基準日: 26年6月30日
使用可能継続月: 23年12月31日付以降連続の継続月

26年度中の課税証明書
26年1月1日現在の市区町村(文京区 文京区以外)
標準課税基準日: 27年6月30日
使用可能継続月: 24年12月31日付以降連続の継続月

納付状況 日本年金機構からの通知 年金事務所 その他

納付義務者の変更 あり なし

退職(離職)年月日 あり なし

転入年月日 あり なし

専業主婦期間 あり なし

備考欄

＜備考欄記載例＞
○年〇月〇日の離婚後の期間に限り申請
○年〇月〇日の結婚前の期間に限り申請
退職年月日の記載は、退職日の翌日記載

【資料】文京区が独自に作成した、年金保険料の免除・納付猶予受付チェックリスト(左)と、免除申請に必要な書類の案内書(下)



左から豊田收さん、小杉麻子係長、奥山郁男課長、中島雅世さん